

令和5年度 稲沢市地域自立支援協議会 第1回権利擁護推進部会 議事要旨

【日 時】 令和5年6月13日（火）午後2時～午後3時30分

【場 所】 稲沢市役所 本庁舎 2階 第3会議室

【出席者】 権利擁護推進部会委員5人、事務局6人

【欠席者】 権利擁護推進部会委員1人

あいさつ（事務局、部会長）

委員から自己紹介

【議 事】

1 協議事項

（1）検討課題と今年度の取り組みについて

1）障害者虐待事案の対応検証

（事務局からケースの報告）

委員 A No.10 のケースは、同居人とはどういう関係か。

事務局 幼少期から遠い地域の養護施設で育った。先に姉が愛知県に来ていて、高校卒業と同時に姉をたよって来た。この同居人と職場で出会い、寮付きの仕事をやめた時に住むところがなければ自分のところに来たらどうかと誘われたとのこと。

委員 A 最初からその目的だったのでは。

事務局 頼れるところがないため頼った結果こうなってしまった。

部会長 No.1 のケースは、土日は GH を利用していないのか。

事務局 このかたが入所されている GH は平日のみで、緊急性がある場合、特例的に土日祝も開所する。

部会長 いざとなれば土日やっている別の事業所にかわればいい。結果どうなったのか。

事務局 これまでどおり平日は GH で土日は家で過ごしている。

部会長 状況は変わっていないが、本人は満足しているのか。

事務局 本人は、土日は姉と過ごしたい思いがある。この事案の際も聞き取ったが、その気持ちは変わらない。姉も同じ思い。

部会長 暴言や食事を与えられていないということは嘘なのか。

事務局 親族はそう捉えられたようだが、実際はしっかり食べている。

部会長 親族というのは別にいるのか。

事務局 遠い親族になる。

部会長 病院に連れて行ってもらえないということはどうなのか。

事務局 実際は何か月に1回の歯医者のみで、それも通えている。土日は自宅で過ごすため、週明けに施設で本人の様子等を確認するが、特に問題なく体重の増減もない。

委員 B 虐待があつて GH を利用されるのはいいが、GH の目的は虐待の逃げ場ではない。ただ、家族の仲が悪く当事者が一緒にいるのが大変で GH に入所されるケースは

- ある。家族と同居していたが精神疾患があり一緒に暮らすことが困難だが、本当は GH に入りたくない、親といつまでも暮らしたい人が多い。そういう例はないか。
- 事務局 親御さんと距離を取るために選択肢の 1 つとして GH で過ごし、離れることでまた親子関係が築けるかたもあるが、本人の意思に背いて GH に入れることはしないので、本人が離れたほうが良いと入所を希望される場合になる。実際に虐待で上がってこないケースでも、親子間のトラブルはかなりある。
- 部会長 No.8 は実際歯が折れたのか。
- 事務局 折れていた。
- 部会長 施設の職員はやっていないのか。
- 事務局 本人が興奮したりすると暴れることがあり、他の人や職員を守るために、本人を抱きしめた時に本人が暴れてしまい、自分でぶつけてしまった。
- 部会長 他に見た人はいないのか。
- 事務局 現場に父親がたまたまいたが、死角で見えず記憶も曖昧だった。
- 委員 B GH の状況をみると、当事者の支援は非常に難しいと感じる。例えば、入浴をなかなかしない、寝具を洗わない、部屋の清掃をしてくれない人がある。本来 GH は入所者の生活の場で、職員がどこまで踏み込んで支援したらいいか迷うのではないか。入所者の生活圏に入り、本人がやりたくないことをしてくださいというのは難しいところがある。受取り方によっては虐待かもしれない、その線が非常に難しい。本人との関係がうまく取ればいいが、虐待などのトラウマがあると被害妄想になり、なかなか難しいところがあると感じている。
- (事務局から障害者虐待に係る近隣市との比較(資料3)の説明)
- 部会長 前に稲沢市は件数が少ないと言われていたが本当の実態はどうか、ということで調べていただいた。
- 委員 B そもそも認定はどこが行っているのか。
- 部会長 行政(福祉課)が行っている。
- 委員 B 学校のいじめでも言われるが、認定する件数が少ないから良いということではなく、通報件数はたくさんあって未然に防いでいけるところが大事。通報を1つ1つ検証していけば良いと思う。
- 部会長 子どもの虐待で稲沢市は異常に件数が多いと言われるが、児相によると認識のレベルが違い、他市町村と比べて軽いものも入れている。不適切な養育だから拾い上げているのはいいが、統計上は同じにしておかないと「子育て・教育は稲沢で！」と言っているのにおかしくないかという話になる。
- 委員 D 人権擁護委員が13名おり電話や相談を受ける。ミニ SOS レターで、子どもからいじめや役の押し付け、友達からこう言われたなど相談があり、我々が法務局と相談しながら文章を書いて送る。これが出てこないのはどうしてかと思う。どこで統計とっているか分からないが件数はある。未然に防げる可能性もあるが、実数も結

果も我々にも分からない。助言するだけの立場で、間に入ってやる立場ではない。先日も、絶対警察に行くべきだと稲沢警察を紹介し、行きますと言われて話は終わったが、その結果は分からないのもどかしいが、逆にプライバシーは守られながら地域で子どもを守っていくということではあると思う。

部会長 それは児童虐待の統計に反映されていくと思う。子どもの虐待は優先か。障害のある子どもが虐待されたら両方でやるのか。

事務局 両方で対応する件数は少ない。連携はしている。虐待ケース記録表にも、例えば事業所での虐待はあげている。障害児への虐待というかたちで関わった部分についてはこちらにも載せている。

部会長 この比較の表を見ると他と比べてそれほど少なくない。例えば小牧は通報件数11件、稲沢市は10件、瀬戸市の通報件数は多い。通報件数は多い方がいい。

事務局 補足だが、あま市と北名古屋市、愛西市は認定件数は0か1である。

部会長 虐待の疑いがあったら通報する。そこを関係者の人がどう考えているか。子どもの場合はかなり浸透してきているが障害者の場合そこまでいってない。

## 2) 障害者差別解消支援地域協議会としての取り組み

### ・地域における理解促進等

部会長 この部会は障害者差別解消支援地域協議会も兼ねているので、今回は1つの大きな柱にする。

委員 B 稲障連でのスポーツレクリエーション大会は障害者だけが集まって運動会をやっている。地域でも体育祭をやっているが、障害者が地域の運動会に参加することも権利である。合理的配慮が努力ではなく義務化される。可能な限り検討して障害者も地域の運動会やイベントに参加するように配慮することが法的に求められるため、適切な対応を要する時代が差し迫っている。地域でも障害者と健常者がともに体育祭やイベントをやるという仕組みに変えていく必要があるのではないか。

部会長 非常に良い。やれると思う。私は地域のスポーツ振興会の会長をやっていて、昨年、地域の運動会でも障害者や高齢者も参加できるような種目も入れた。コロナで中止だったため今年計画している。まだコロナのことがあり地域の人皆ではなく、手を挙げた人だけ参加してもらうのでそれほど種目もない。種目の中に障害者も参加できる仕組みを作り、配慮するように書いてもらおうと思っている。

委員 B 障害者も健常者も差別のない社会を作ろうとしている。差別扱いしない、配慮した社会を作り上げていく第一歩。今から考えると夢のような話かもしれないが、繰り返していくと皆がともに生活できる社会になる。障害者雇用促進法があるが、雇用率は、企業が必ず雇用し、達成しなければ罰金を払わなければいけない懲罰的な法。ヨーロッパにも昔はあったが今は障害者も一般企業に面接に行き普通に雇用されて仕事をする。努力の中で障害者も普通に働く社会になり、非常に羨ましい。日本では今は雇用率を盾に一般化している。差別解消法も今までは努力だったが義務

- 化。義務を果たさないと訴えられる。令和6年度から変わっていくので、市が運営するようなイベントは障害のあるかたも無いかたも参加できるよう始めるといい。
- 部会長 今の話も含めて、スポーツ振興会の会長が集まる会があると思うので、そういうところで申し入れをするといったことはできるか。
- 事務局 御意見があったことをスポーツ課に話をしておく。
- 部会長 稲障連の障害者のためのスポーツ大会、あれはあれでやらなければいけないかもしれないが、将来は地域でやっていく形にかえていく。障害者も健常者も一緒に地域でスポーツ大会をやるという流れがあるべき姿ではないか。時代の流れというものをよく考えなければいけないと思う。
- 委員 C 障害児支援で関わる保護者との話の中で、保育園を利用する場合、親は絶対就労していないと駄目なのかという思いがある。障害児の保護者は体調面等の関係から仕事を辞める選択をすることが多い。絶対就労が必要となると保育園が利用できない。逆のケースで、お母さんが精神疾患といった場合も保育園に入れてほしい思いがある。
- 部会長 障害児保育はどうなっているのか。
- 事務局 担当が保育課のため入園の基準等について、この場では答えられない。
- 委員 C 加配保育や延長保育についても課題があると感じている。まずは親が困っていたら保育園に入れてほしい。小学校も地域の学校に入りたくとも門戸が狭い。国連が昨年、日本に勧告を出したにも関わらず今の状況ではいけない。障害者雇用についても特例子会社を作って、結局分けていることがある。日本がこれまで分けて支援することが大切だとしてきたことによる結果。今は、一緒にいて当たり前という大人を作らないといけない。それがこの部会で出来ることかと思う。
- 委員 B 当事者の権利意識も低いと思われるので、権利意識を高めることも必要。
- 部会長 具体的には何をするか。
- 事務局 権利意識を持ってもらうことになってくると、例えば教育分野といったところも必要かと思うので、事務局も勉強させてもらいたい。
- 委員 B 大阪学院大学の影山先生の権利擁護のビデオなどもあるので持参する。
- 事務局 特別支援学校で、何か差別に関する教育などされているか。
- 委員 E そこまでの話を生徒たちにする機会はないが、18歳で成人となることについて高3の生徒に、選挙は権利だという話はした。税金の話と絡めて権利と義務の話をすることはあるが、日常的な部分で差別にあたるかどうかという話をする機会はないので、当事者の権利意識は低い。そこを育てていくのは課題になっている。特別支援学校に通っている子たちは、国連の言葉を借りれば分断教育されている子たちである。地域の行事に参加する機会は年齢が大きくなればなるほど少ない。昨年、ニュースポーツの提案があったが、交流の場を作るということも良いかと思う。
- 委員 D 小学校や中学校で軽い障害がある子はすごく多い。現場や、教育委員会が対応し

て教員を増やしているのが現状だが、SOSレターをみると、軽い障害を持っている子がいじめられている現実はたくさんあると感じる。私も現在保育園に関わっているが、やはり保育士を増員して対応している。障害児の扱いも問題にすると教育委員会や福祉関係でも考えられるかなと思う。

部会長 幅広い部分でやることが多いが、今後まとめて考えていきたい。

### 3) 性に関する取り組み

- ・講座事業の検証等

事務局 広報に掲載し、公共施設へチラシの配布、掲示している。福祉事業所にも送付済み。特別支援学校にも案内させていただいているが、申し込みが少ない現状。

委員C 当事者が対象ではなかったか。

事務局 講座のテーマに関心のあるかたなので、特に定めてはいない。

当初は定員20名としていたが、全員支援者になってはいけないということで、当事者のかた、支援者のかたに申し込んでいただけるといいと思っている。

特別支援学校の生徒に、保護者向けにチラシを配るといったことは出来るか。

委員E 相談したい。

委員C これは全行程出席しなければならないのか。

事務局 もちろん全て受講が望ましいが、そうでないと申込不可ということではない。

委員D どうして全て木曜日なのか、これがネックになっているのでは。

事務局 講師と調整した結果、このかたちになっている。今年度はこの日程で開催するが来年度以降のことは今後、意見を頂戴できればと思う。

## 2. その他

(委員から当事者同士の結婚に関する情報提供あり)

委員C この記事を読んで勉強会をやりたいと思った。しかし、男性がかなりの末期癌とのことで時間的制約もある。話を聞いてみたいと私は強く思う。支援者が上手に介入され、ここまで実現されて、その支援者のかたの話も聞いてみたい。

部会長 事業所よりちょっと広めなところでできないか。

委員C 本人の体調次第な部分があるため、連絡できる範囲である必要がある。かなり末期の状態であるため、臨機応変に対応できるように事業所主体で作れたらと思う。

部会長 進捗等あれば報告してほしい。